

木更津教第1486号
令和6年11月6日

各小中学校長 様

木更津市教育委員会
教育長 廣部 昌弘
(公印省略)

児童生徒をいわゆる「闇バイト」で犯罪に加担させないための
対策について（通知）

このことについて、令和6年10月25日付け教児安第674号にて、千葉県教育庁教育振興部児童生徒安全課長から別添写しのとおり依頼がありました。

つきましては、貴管下職員に周知していただくとともに、下記を参照の上、児童生徒及び保護者等に至急、注意喚起いただくよう特段のご配慮をお願いいたします。

記

- 1 「闇バイト」は犯罪実行者の募集であり絶対に関わらないこと
SNSやインターネットの掲示板には、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを提示し（「高額バイト」「即日入金」「書類を受け取るだけ」など）、犯罪の実行者を募集する投稿が掲載されている（SNSのアカウントに犯罪者グループからダイレクトメッセージが届く場合や先輩や友人から言葉巧みに誘われる場合もある）。これに応募することが、強盗や詐欺といった犯罪に加担することにつながり、逮捕に至ることから絶対に関わらないことを指導する。
- 2 「闇バイト」に応募するなど何らかの関わりを持ってしまった場合の対応
応募したときに登録した自分自身や家族等の個人情報に基づき、「家に行く」「周囲の人に危害を加える」等、脅されている児童生徒がいる場合を想定し、下の相談先を明示した上で、一刻も早く相談をするよう指導する。その際、学校、教育委員会、警察等関係機関は、相談した児童生徒を犯罪から抜け出させるために徹底して支援することを伝える。
なお、教職員が相談を受けた場合、学校は、速やかに警察と連携するとともに、教育委員会への連絡、保護者等との連携を徹底する。
<https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/soudan/soudanmadoguti.pdf>
- 3 警察庁や政府広報オンラインのホームページ上に、「事例集」、「闇バイトの真実」が掲載されているので、必要に応じて活用すること。
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/yamibaito/yamibaitojirei.pdf>
政府広報オンライン「闇バイトの真実」
<https://www.gov-online.go.jp/prg/prg27114.html>

担当

木更津市教育委員会 学校教育課
窪田 直樹

TEL 0438(23)5264

FAX 0438(25)3991

E-mail : n.kubota@city.kisarazu.lg.jp

闇バイトの段階① ～誘い～

・ 自ら闇バイトに応募

・ 個人アカウントにDMが届く

・ 先輩や友人からの誘い



高額即金

〇〇するだけ

簡単高収入



知らない
けど...

あなただけ
特別！



※約 6 割が該当

そんなうまい話には裏がある！

健全な懐疑心
を持ちましょう！

闇バイトの段階② ～応募～

- ・ 身分証明書等をアプリで送信
- ・ 居住するマンションの入り口から自室までの道のりを動画で撮影したものを送信



個人情報を**DM**で
やり取りが始まったら
要注意！

まだ戻れます！
ここで気づいて
踏み止まりましょう

闇バイトの段階③ ～実行～

・詐欺



・強盗



言われたことを
やっただけだし…

**実行、関与して
いますよね？**



警察に通用しません。
正しい判断ができる
ようになりましょう。

闇バイトの段階④ ～犯行後～

・身元がバレて逃げられない

・お金が支払われない



犯罪グループから
「使い捨て」扱いに

関わっても
損しかない

～事例～

- ・ 初めの数回だけ報酬をもらったが、それ以降は逮捕されるまで報酬は支払われなかった。
- ・ 受け子として犯行に加担し、一旦は報酬を手に入れたものの、その後、上位被疑者にだまされ、又は、因縁を付けられ報酬を奪われた。
- ・ 犯罪収益の持ち逃げの濡れ衣を着せられ警察等に密告された。
- ・ 地元の先輩と犯罪に加担し、一旦は少年自身も報酬を得たものの、後日、先輩の上位被疑者から呼び出しを受け、ペナルティなど称し、得た報酬以上のお金を巻き上げられた。さらに、その上位被疑者が上位グループへの上納金を支払わず、持ち逃げし、その濡れ衣を少年に着せたことから、上位グループが少年のみを警察に密告し逮捕させた。
- ・ 少年が闇バイトに応募した先輩に誘われ受け子をし、ある程度報酬を得ていたが、先輩の上位被疑者から「金が必要になった」「振り込みをしてくれ」などといわれ言われるがままに指定された口座に受け子をして得た報酬全てを振り込み、だまし取られた。

(警視庁の資料を基に作成)

○相談窓口

「闇バイト」に申し込んでしまった、抜け出したいのに抜け出せない方へ

[警察相談ダイヤル # 9110](#) 又はお近くの[警察署](#)までご相談ください。また、都道府県警察本部では[少年相談窓口](#)を開設しています。

「闇バイト」情報の投稿を見つけた方へ

警察署又は警察庁が業務委託を行う[インターネット・ホットラインセンター](#)（強盗に関するもの）まで通報してください。

（警察庁ホームページより）